改正前改正後

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 国立大学法人京都大学の組織

第1節 総長、理事等(第2条—第6条)

第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議(第7条―第9条)

第3節 委員会(第10条)

第4節 職員(第11条)

第3章 京都大学の組織

第1節 職員等(第12条—第14条)

第2節 大学院(第15条—第24条)

第3節 学部 (第25条—第29条)

第4節 附置研究所(第30条—第38条)

第5節 附属図書館(第39条—第41条)

第6節 医学部附属病院(第42条—第44条)

第7節 全国共同利用施設(第45条)

第8節 学内共同教育研究施設(第46条)

第9節 教育院等(第47条—第49条)

第10節 物質―細胞統合システム拠点 (<u>第50</u> 条)

第11節 その他の学内組織(<u>第50条の2</u>一第 51条)

第12節 学系、学域及び全学教員部(第52条 一第55条)

第4章 事務組織(第56条)

附則

(中略)

第8節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設及びその長)

第46条 京都大学に、京都大学における教員その他 の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教 育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲 げる学内共同教育研究施設を置く。

高等教育研究開発推進センター

総合博物館

低温物質科学研究センター

フィールド科学教育研究センター

福井謙一記念研究センター

こころの未来研究センター

文化財総合研究センター

- 2 前項の学内共同教育研究施設の目的は、当該施設 規程の定めるところによる。
- 3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教 授をもって充てる。
- 4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議員 会の議を踏まえて、総長が任命する。
- 5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施 設の定めるところによる。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 国立大学法人京都大学の組織

第1節 総長、理事等(第2条—第6条)

第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長 会議(第7条—第9条)

第3節 委員会(第10条)

第4節 職員(第11条)

第3章 京都大学の組織

第1節 職員等(第12条—第14条)

第2節 大学院(第15条—第24条)

第3節 学部 (第25条—第29条)

第4節 附置研究所(第30条—第38条)

第5節 附属図書館(第39条—第41条)

第6節 医学部附属病院(第42条—第44条)

第7節 全国共同利用施設(第45条)

第8節 学内共同教育研究施設(第46条)

第9節 教育院等(第47条—第49条)

第10節 物質―細胞統合システム拠点<u>及び高等</u> 研究院(第50条―第50条の2)

第11節 その他の学内組織 (<u>第50条の3</u>一第 51条)

第12節 学系、学域及び全学教員部(第52条 一第55条)

第4章 事務組織 (第56条)

附則

第8節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設及びその長)

第46条 京都大学に、京都大学における教員その他 の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教 育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲 げる学内共同教育研究施設を置く。

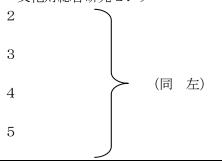
高等教育研究開発推進センター

総合博物館

フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター

こころの未来研究センター

文化財総合研究センター



改 正 前

- 6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規 程の定めるところによる。
- 7 第32条(第2項を除く。)から第34条まで及び 第36条の規定は、学内共同教育研究施設に準用す る。
- 8 学内共同教育研究施設に置く教授会の名称は、協議員会とする。
- 9 前各項に掲げるもののほか、学内共同教育研究施 設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるとこ ろによる。

第9節 教育院等

(教育院等)

第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通 教育の企画及び実施、学術研究基盤の整備、全学的 事業の推進又は支援その他全学に係る業務を実施す るための組織として、次に掲げる教育院、機構及び 本部を置く。

国際高等教育院

環境安全保健機構

国際交流推進機構

情報環境機構

図書館機構

産官学連携本部

2 前項の教育院等に関し必要な事項は、当該教育院 規程、機構規程又は本部規程の定めるところによる。 (中 略)

第10節 物質―細胞統合システム拠点

(物質―細胞統合システム拠点)

第50条 (略)

第11節 その他の学内組織 (その他の学内組織)



改正後 (同左) (同左)

第9節 教育院等

(教育院等)

第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通 教育の企画及び実施、学術研究基盤の整備、全学的 事業の推進又は支援その他全学に係る業務を実施す るための組織として、次に掲げる教育院、機構及び 本部を置く。

国際高等教育院

環境安全保健機構

情報環境機構

図書館機構

産官学連携本部

国際戦略本部

2 (同 左)

第10節 物質―細胞統合システム拠点<u>及び高</u> 等研究院

(物質―細胞統合システム拠点)

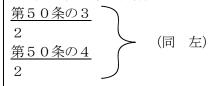
第50条 (同 左)

(高等研究院)

- 第50条の2 京都大学に、国際的な最先端研究を実施するための組織として、高等研究院を置く。
- 2 高等研究院に関し必要な事項は、京都大学高等研 究院規程(平成28年達示第19号)の定めるとこ ろによる。

第11節 その他の学内組織

(その他の学内組織)



附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。